

船舶事故調査報告書

令和2年11月4日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年12月30日 02時40分ごろ
発生場所	長崎県杵岐市印通寺港 印通寺港沖防波堤灯台から真方位060° 170m (概位 北緯33° 44.2′ 東経129° 45.3′)
事故の概要	貨物船住吉丸は、北西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年4月2日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 住吉丸、286トン
船舶番号、船舶所有者等	142401、山一海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	船尾部船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南南西、風力 2、視界 不良 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、船長が、単独で船橋当直につき、約6ノットの対地速力で手動操舵により印通寺港沖を満船状態で北東進していた。</p> <p>船長は、雨が降り視界が悪く、ワイパーを使用して目視で見張りを行っていたものの、防波堤の灯火とその奥の町の明かりが見分けにくかったため、レーダーで確認したところ、ふだんより東寄りに航行していることに気付き、針路を西に取ろうと左舵を取ったところ船底に衝撃を感じ、本船が印通寺港沖の浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げたことを認めた。</p> <p>船長は、入港時には島影で風の影響はなく何度も入港経験のある場所であったものの、視界が悪く、灯火を見誤り本件浅所側の近くを航行したのではないかと本事故後に思った。</p> <p>本船の喫水は、船首約2.7m、船尾約4.0mであった。</p>
分析	本船は、雨により視界が制限される状況下、手動操舵で北西進中、船長が町の明かりを灯台の明かりと思い込んで航行したことから、本件浅所付近を航行していることに気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、雨により視界が制限される状況下、手動操舵で北西進中、船長が町の明かりを灯台の明かりと思い込んで航行したため、本件浅所付近を航行していることに気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。

再発防止策

今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・慣れた海域でも視界が悪い場合などはレーダー等を活用し、船位の確認を行うこと。